

会議の名称	令和4年度第1回本庄市下水道事業審議会						
開催日時	令和4年4月20日(水) <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>午前</td> <td>・午後</td> <td>10時00分から</td> </tr> <tr> <td>午前</td> <td>・午後</td> <td>11時15分まで</td> </tr> </table>	午前	・午後	10時00分から	午前	・午後	11時15分まで
午前	・午後	10時00分から					
午前	・午後	11時15分まで					
開催場所	6階大会議室						
出席者	審議会：柿沼光男委員、稗田平一郎委員、清水正一委員、岡本誠一委員、増野和宏委員、浅田郁夫委員、福田光男委員、若林昌善委員、立石茂則委員、千葉満夫委員 事務局：佐藤上下水道部長、金井課長、櫻井課長補佐、宮城課長補佐、大島主査、根岸主任、松井主任、上田主任、高田主任、狩野技師、三木主事補						
欠席者	濱野宏委員						
議題 (次第)	1. 開会 2. 市長あいさつ 3. 審議委員・事務局職員の紹介 4. 会長選出・会長職務代理者の指名 5. 令和3年度第1回審議会議事報告 6. 議題 第1号 下水道事業の取組みと経営状況について 7. その他 8. 閉会						
配付資料	令和4年度 第1回本庄市下水道事業審議会次第 本庄市下水道事業審議会資料一覧 資料1 令和2年度本庄市下水道事業会計決算概要 資料2 令和4年度本庄市下水道事業会計予算書 資料3 本庄市下水道事業審議会委員名簿 資料4 令和3年度第1回本庄市下水道事業審議会会議録 資料5 本庄市下水道事業審議会開催日程(案)						
その他特記事項	会議開始前に委嘱状交付式を行った。 審議会の協議により、発言者氏名は記載しないこととする。						
主管課	上下水道部下水道課						

会 議 録

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
事務局	それでは、ただ今より第1回本庄市下水道事業審議会を開催させていただきます。まず初めに吉田市長よりご挨拶を申し上げます。
吉田市長	皆様おはようございます。本日は、令和4年度第1回の本庄市下水道事業

審議会へ、皆様方大変お忙しい中ご参集賜りましてありがとうございます。また、当市の下水道事業につきまして、日頃よりさまざまな面から格別の御尽力をいただいておりますことを御礼申し上げます。

下水道がある生活と下水道がない生活を比較した場合に、今や各家庭で全て水洗が整っておりますので、家の中にいる場合においては、下水道のあるなしというのはあまり見えませんが、下水道が整備されている町というのは、非常に清潔感があって、外部に行ってもおかしな臭いはしませんし、側溝等に雑排水等が流れ込まないということで、下水道がある町とない町とは全然その様子が違うということを私自身感じているところでございます。

本庄市におきましては、この下水道事業を進めている中で、水洗化率につきましては、職員も上げる努力をしております。また、市民の皆様のご協力もいただきまして、徐々にではありますが、安定しているところでございます。

埼玉県の流れ下水道事業に入りましてから、本庄市から児玉地域につきましては、この下水道事業を進める中で大型の管渠も入りまして、今では児玉地域の市街地につきましてもほぼ下水道が完成しているところでございますが、それと同時に、少子化が進みどうしても人口減少時代に社会全体が突入していく中、こういったインフラを次世代に渡って如何にして継続し、しっかりと維持していくか、色々な面でこれは社会全体で考えていかなければならない課題でございます。

現在は国の方で令和7年概成ということで、令和7年度までに新規の事業を終えて、それ以降は新規事業に対して国の補助が無くなってしまおうということが言われております。今後は維持管理に注力していくことになり、それだけ社会が大きな転換点にあるものと思っております。

また、雨水につきましては、災害対応も含めてなお一層事業を進めていかなければならないということでございます。

本庄市におきましても汚染につきましては令和7年の概成、そして雨水につきましては引き続き、様々な課題を抱えた地域において順次進めていかなければならないと考えております。下水道事業につきましては、住民の快適な生活を実現する一方で、維持管理等、将来に渡ってツケを残さないようにみんなで持続可能な下水道事業のあり方を考えていかなければならないという大変大きな課題がございます。ぜひ委員の皆様には将来を見据えた本庄市の下水道事業につきまして、忌憚のないご意見をいただきまして、本事業がより一層市民生活の利便性向上に寄与し、そしてまた将来にわたってツケを残さないための市民に喜ばれる事業として、継続できますようご指導いただければということをお願い申し上げます。本日は令和2年度の決算内容また令和4年度の予算概要、そしてまた経営状況等についての説明を出させていただきたくわけでございますけれども、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。

事務局	<p>ありがとうございました。続きまして、事務局より委員の皆様のご紹介をさせていただきます。皆様にお配りさせていただいております資料3「委員名簿」の順にご紹介させていただきますのでご了承ください。</p> <p>(委員紹介)</p> <p>続きまして、職員の自己紹介をさせていただきます。</p> <p>(職員自己紹介)</p> <p>なお、誠に申し訳ありませんが、吉田市長におかれましては公務の都合から、ここで退席とさせていただきますので、ご了承を頂きますようお願いいたします。</p> <p>(市長退席)</p> <p>続きまして、会長の選出に入らせていただきます。当審議会の会長の選出につきましては、審議会条例第5条第2項により「会長は、委員の互選により定める」となっております。会長の選出につきまして、いかが取り計らったらよろしいか、委員の皆様のご意見をお願いいたします。</p>
榎田委員	<p>(事務局は何か素案はあるのかとの発言あり)</p>
事務局	<p>事務局といたしましては、下水道事業に精通し、市議会を代表し前任期で、本市の監査業務に携わっていた経験もありますことから、柿沼光男委員にお願いできればと考えていますが、皆様いかがでしょうか。</p> <p>ご異議が無いようでしたら、拍手をもって、ご承認をいただきたいと存じます。</p> <p>(委員より拍手)</p> <p>柿沼光男委員、会長職へのご就任につきましてご承諾いただけますでしょうか。</p> <p>(柿沼委員 承諾)</p> <p>ありがとうございます。それでは、柿沼光男委員には、会長席の方へご移動願います。</p> <p>(柿沼光男委員 会長席へ移動)</p> <p>続きまして、会長職務代理者の選出に入らせていただきます。職務代理者につきましては、審議会条例第5条第4項により「会長に事故があるときには、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」と定められておりますので、柿沼会長より職務代理者のご指名をお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>ただ今事務局より職務代理者の指名についてお話がありました。どなたかに職務代理者のお願いをするかという件でございますが、前回に引き続き、清水正一委員にお願いできればと存じますが、今まで大変ご尽力をいただきました清水正一委員にお願いをできればと思います。皆さまいかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、清水正一委員にお願いしたいと思います。</p>
職務代理者	<p>ただいま会長の指名をいただきました本町自治会長、清水です。会長が不</p>

様式

	<p>在の際には職務代理者として、会長の代理を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。それでは、会長からご挨拶をお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>皆様改めましておはようございます。只今、会長としてお世話になることになりました柿沼光男でございます。大変微力でございますが、一生懸命務めさせていただきたいと思っております。</p> <p>本庄市の下水道事業につきましては、今から40年ほど前に始まり、まちづくりの目玉として事業が始まりました。</p> <p>当時、広い道路を大きく開削して、太い幹線を敷設する等、色々な工事のやり方を見ていて、大変な事業が始まったことを実感しました。また、今まで住んできた環境を大きく変える事業であり、将来的にも素晴らしい事業であるということで楽しみにしてきたのですが、当初、宅内工事は、工事が複雑で大規模工事であったため多額の費用が掛かり、なかなか接続が進みませんでした。</p> <p>その後、技術も進歩し、家の環境も変わってきて、新しい家は下水道が繋がるような住宅が増えてきました。</p> <p>今は接続箇所可能な地域も増えてきておりまして、今では水洗化率も約90%を超えているような状況になったと思っております。</p> <p>下水道施設も40年ほど経過しておりますので、老朽化の問題を避けられません。</p> <p>私も下水道事業が始まった頃、市の監査委員として、太い幹線や、その他の埋設管を見ておりまして、相当老朽化が進んでいるのではないかと感じております。</p> <p>それらの対策を含めて、逆に言えばこれからが本当の整備が始まるのではないのでしょうか。今後皆様とこれらの課題を解決しながら、より健全な本庄市の下水道事業を進めていただきたいと思いますと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事に入ります前に、本日の資料を確認させていただきたいと思っております。本日の会議資料は、事前に郵送させていただきました資料と本日、机上に配布させていただきました委員名簿、審議会会議録、本日の次第、審議会開催日程(案)でございます。資料の不足等がございましたらお知らせください。</p> <p>資料は、よろしいでしょうか。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、会議時間を短縮するため、事前に資料を送付させていただき、皆様にご協力いただき、予め、ご意見等を伺っておりますので、各資料を説明する際は、要点を絞って、できる限り簡潔にご説明させていただきたいと思っておりますので、ご理解、ご協力の</p>

様式

	<p>程、よろしく申し上げます。</p> <p>議事の進行につきましては、審議会条例第6条第2項により「会長は、会議の議長となり、議事を整理する。」となっておりますので、柿沼会長にお願いしたいと思います。</p> <p>柿沼会長、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>改めまして、委員の皆様方には、ご多忙中のところ、本庄市下水道事業審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>これより、条例の規定にしたがい、議長として議事を進めさせていただきますので、皆様、慎重かつスムーズな議事の進行にご協力お願いいたします。</p> <p>それでは事務局より委員の出席状況の報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは事務局より、委員の出席状況についてご報告いたします。</p> <p>本庄市下水道事業審議会条例第6条第3項で「審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」とされております。</p> <p>本日、ご出席いただいております委員の皆様は11名中、10名でございますので、会議を開催するに必要な過半数に足りており、本日の会議は、成立していますことをご報告いたします。</p>
会長	<p>事務局からの報告のとおり、本日の会議は成立しています。</p> <p>次に、議事に入る前に、この後の会議を公開とするか非公開とするかについてですが、本庄市下水道審議会規則第2条では、「審議会の会議は、公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合であって、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。」とされておりますが、今回の議題につきましては、前回の議題と関連のある報告事項ですので、前回と同様に、公開とさせていただきます。</p> <p>委員の皆様よろしいでしょうか。</p> <p>(承諾、異議なし)</p>
事務局	<p>議事に入る前に、「令和3年度第1回審議会議事報告」につきましては、前審議会議長、清水様にご署名していただき、HPにて公開させていただきます。</p> <p>それでは、次第の「5 令和3年度第1回審議会の報告」について事務局より報告させていただきます。</p> <p>(令和3年度第1回審議会の要旨を「議事要旨」に基づき報告する)</p>
会長	<p>それでは議事に入らせていただきます。</p> <p>なお、本日の議題はすべて事務局からの報告事項となります。</p> <p>それでは、議題第1号「下水道事業の取組みと経営状況について」事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、会議時間を短縮するため簡潔な説明をお願いします。</p>
事務局	<p>説明書関係では、いずれも市議会の議決を頂いている令和2年度の決算書</p>

	<p>を基に経営状況等を説明し、令和4年度の予算書を基に新年度の整備関係を説明させていただきます。</p> <p>あらかじめご了承をお願いいたします。</p> <p>(事務局 内容を説明)</p> <p>(資料1 令和2年度本庄市下水道事業会計決算概要について説明)</p> <p>(資料2 令和2年度本庄市下水道事業会計予算書概要について説明)</p> <p>(令和2年度に施工した工事箇所・令和4年度に施工予定の工事箇所について説明)</p> <p>ここで、事前に伺っているご意見等をご紹介し、それに対する市の考えなどについてお答えさせていただきます。</p> <p>(事前にいただいていた質問について別紙1のとおり回答)</p>
会長	<p>ただ今事務局より説明がありました、「下水道事業の取組みと経営状況について」追加で、質疑並びにご意見はございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑等も無いようですので、ここで質疑等については、終結したいと思いますですがご異議ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議ないものと認め質疑等を終結いたします。</p> <p>以上で本日の審議は終了いたします。</p> <p>皆様のご協力、誠にありがとうございました。</p>
事務局	<p>会長、ありがとうございました。</p> <p>それでは、次第の「7 その他」でございますが、事務局より今後の審議会の開催スケジュール等について、ご報告をさせていただきます。</p> <p>(事務局より報告)</p> <p>(資料4 下水道事業審議会開催日程(案)について説明)</p> <p>事務局からの報告事項は以上でございます。</p> <p>委員の皆様から何か、ご質問等ございますか?</p> <p>(なし)</p> <p>特に無い様ですので、閉会に移らせて頂きます。</p> <p>職務代理者に閉会のご挨拶を賜りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
職務代理者	<p>皆さん、今日は慎重審議いただきまして、ありがとうございました。以上をもちまして、令和4年度、第1回本庄市下水道事業審議会を終わらせていただきます。ありがとうございました。</p>

本庄市下水道事業審議会

会長 柿沼光男

事前にいただいた質問と回答

1. 資料1「令和2年度本庄市下水道事業会計決算概要」に対する質問

(1) (質問) 有収率で公共下水道事業において、100%以上だったり以下だったりする原因はなぜですか？

(回答) それではまず有収率が100%を超えている要因について、ご説明申し上げます。

有収率についてですが、下水道使用料の調定額(料金)の根拠となる水道の使用水量(有収水量)と、流域下水道の処理場に流入した全体の水量(処理水量)に対する割合のことです。令和2年度の有収率は、100.8%となっております。

有収率が100%を超えているということは、年間有収水量に比べ、年間処理水量が少ないということになり、料金的にみると無収料金が少なく安定していると考えられます。

(年間有収水量 4,964,313 m³ / 年間処理水量 4,925,309 m³ ≒ 100.8%)

要因としましては、年間処理水量については、流域下水道の処理場に流入した全体の水量から、各市町境の接続点で計測した水量(各町の水量)を差し引いて本庄市の水量を算定しているため、多少の誤差が生じる可能性があり、これが一つの要因ではないかと考えております。

また、年間処理水量は、処理場で測定した水量をベースにしているため、4月から翌3月までの期間において処理場に流入した水量となっております。

これに対し、年間有収水量は、下水道使用料の調定額の根拠となる水道の使用水量をベースに算定しているため、使用月としては偶数月で2ヶ月、奇数月で1ヵ月ずれてしまうこととなります。例えば、4月調定の根拠となる実際の使用月は概ね2,3月、5月調定の根拠となる実際の使用月は3,4月となります。

このため、使った期間と処理した期間が、一致していないことも、要因の一つではないかと考えており、それぞれの要因が複合され結果として100%を超えることになったと考えております。

(2) (質問) 不明水は下水道事業会計に大きな影響を与えますが、貴市における不明水量とその対策について教えてください。

(回答) 次に「3. その他の質問事項等」で質問がございました不明水について、有収率と関連しますのでここで併せてご説明申し上げます。

不明水とは処理施設に流入する下水量のうち、有収水量以外の地下水による侵入水や降雨時の侵入水等に分類され、この不明水が多くなってしまうと市が流域を管理している埼玉県に毎年度支払っている「流域下水道維持管理負担金」が増加し、下水道事業の経営を圧迫する費用の要因となるものです。

本市におきましては決算概要の P5 でご説明いたしましたとおり有収率が非常に高い割合となっておりますので、令和2年度は有収水量以外である不明水の影響をあまり受けていないという状況であり、具体的な不明水量の計測までは至っておりません。

また、不明水の対策についてですが、各お宅設置されている「外流し」から雨水が流入する可能性を考慮し、昨年度から下水道には接続させないように規則を改め、宅内の敷地内で地面にそのまま浸透させる「宅内浸透」の方法を採用しており、またマンホール蓋からの雨水流入を防ぐため、蓋の更新時には密閉性の高い鍵穴方式の蓋に交換しています。

(3) (質問) 今後さらに水洗化率を上げていくためには、下水道の普及啓発や広報等が重要になってくると思いますが、貴市ではどのような取り組みを考えているか教えてください。

(回答) 全戸訪問を行った年以外の年度は、職員により供用開始後3年を経過した区域について戸別訪問を行い、接続を促しています。

それ以外の取組みについて、下水道の普及啓発に関しましては、以前は打ち水大作戦というイベントをPRの一環として行っていましたが、コロナ禍の影響によりここ2年間は中止していました。今年度については、環境関係の課・小山川水循環センターと三者で協力して、夏に環境に関する学習イベントの一環として、将来を担う子供たちに下水道の大切さを知ってもらう事業を行う予定です。

広報に関しては、供用開始区域の告知を市の広報誌及びホームページでお知らせしています。例年、年度当初に新たに供用開始された区域については、指定工事店に周知するため、供用開始区域及び今年度の工事予定区域の図面を配布し、水洗化率向上のため営業活動の推進に活用してもらう予定です。

2. 資料2「令和4年度本庄市下水道事業会計予算書」に対する質問

(1) (質問) 公共下水道事業費用の人孔蓋更新工事と農業集落排水事業費用の人孔等改修工事の違いは？

(回答) 公共下水道事業費用の人孔蓋更新工事は、その工事名のとおり既存のマンホール蓋の老朽化等の理由により、新しいマンホール蓋に交換する工事です。

農業集落排水事業費用の人孔等改修工事については、人孔蓋の更新も含め、人孔内の改修なども含んだ(昇降用ステップ等の交換や管渠等の補修)多種にわたる小規模な改修工事のため、人孔等改修工事としています。

また、農業集落排水事業は、公共下水道事業と比較すると整備面積が小さく、予算額も少ないため、このような項目で予算計上しております。

公共下水道整備延長 : L = 約 330 km

農業集落排水整備延長 : L = 約 32 km

(2) (質問) 公共下水道事業資本的支出の工事費の公共下水道污水枝線築造工事で、工事場所と工事延長は、どのくらいか？

(回答) 令和2年度の公共下水道污水枝線築造工事の工事場所と工事延長については、審議会の会議にて、スクリーンに位置図を映し出してご説明する予定です。

令和2年度の整備延長 : L = 3.5 km

(参考 : 令和3年度の完了予定延長 : L = 10.0 km)

工事場所 : 本庄3・4丁目、台町、西富田、小島5・6丁目、若泉2丁目、
児玉町児玉、北堀

(参考 : 令和3年度の完了場所 : 本庄3・4丁目、小島、小島5・6丁目、
都島、共栄、児玉町金屋、児玉町児玉)